

／ 目指せ!! 優勝! ／



大の里 関

九月場所優勝 大関昇進!

人口と世帯

総人口 50,171 人 (－ 12)
男 性 25,004 人 (－ 11)
女 性 25,167 人 (－ 1)
世帯数 22,162 世帯 (+ 17)

10 月 1 日現在、常住人口ベース
※ () 内は前月比、総務課調べ

町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページ
において町の
情報を発信してい
ます。



防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された
内容は、下記フリーダイヤルの
電話番号から確認することがで
きます (通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-p.jp まで空
メールを送信していただくか、
右記二次元コード
を読み取り、専用
サイトから登録し
てください。



公式 X YouTube LINE 情報発信中！

町公式 YouTube チャンネル、
町公式 X、町公式 LINE において
も町の情報を発信しています。

▼公式 X ▼YouTube ▼LINE



広報 あみ11

2024
No.764

主な内容

地域の人の心に寄り添う西光寺 … 4

「阿見町政策実現プラン」の
進捗状況を公表します！ … 6

施策評価の結果を公表します … 8

SDGs 特設サイト
2024 年 10 月 1 日～ OPEN！ … 11

「感染症」を予防しましょう！ … 12

今月の表紙

9 月 21 日、本郷ふれあいセンター多目的ホールにて、大相撲中継のパブリックビューイングを実施しました。

九月場所、大の里関の優勝がかかった十四日目の取り組みについて、大相撲中継の取組をプロジェクターでスクリーンに映しだし、みんなで声援を送りました！



let's go! エンジョイスポーツ!

あみスポーツフェスタ

10月6日、町総合運動公園で「あみスポーツフェスタ 2024」を開催しました。
さわやかな秋晴れのなか、さまざまなスポーツを通じて町民の交流が深まりました!

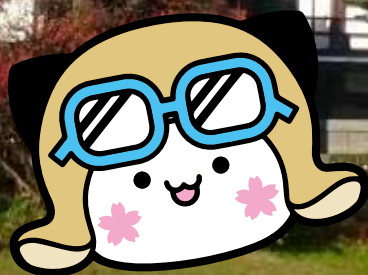


地域の人の中に
寄り添う

西光寺

まちの魅力
再発見

あみっぺ
が行く



こんにちは、あみっぺです！

今回は、吉原地区に古くからあるお寺「西光寺」に行ってきたよ！
二体の薬師様を蔵し「病氣治癒のお寺」とも呼ばれる西光寺。
眼下にはアウトレット、目の前には牛久大仏を望み、
町内の観光スポットからもアクセスしやすい場所にあります。
そんな西光寺の魅力をご紹介します！

お寺の見どころ

寺伝では、桓武平氏の流れをくむ平安時代の武将、鎌倉権五郎景政かまくら こんご けいけいが開基とされており、当初は桂村（現牛久市桂町）にあった寺院が景政敗残の時の兵火で焼かれ、吉原に移転したと伝えられています。
阿見町名所百選にも選ばれています。



吉原のイメージキャラクター「ヤクシー」のお守りもあるよ！
和尚の袈裟の布地でできてるんだって。

重要文化財

西光寺には2つの重要文化財があります。
どちらも平安時代の作と推定される、貴重な文化財です。



県指定文化財「薬師如来座像」 町指定文化財「木造菩薩立像」



お香も
あげたよ





そら 想空ポスト

令和5年11月に設置された「想空ポスト」には、それぞれが抱える想いを手紙に書いて、誰でも投函できます。手紙を書くことにより、抱えている想いを外に出し、気持ちの整理につながります。(供養料はかかりません) 西光寺には、手紙を落着いてかける手紙処もあります。



手紙を書く「手紙処」は、落着いて自分に向き合って、ゆっくり心の中の想いを綴れる部屋。



1

想いを手紙に書く



心の声に耳をすませて…

2

想空ポストに投函



想い、とどけ!

3

ご供養、お焚き上げ



実際に利用した方にお話を聞いてみたよ

亡くなった人に限らず自分自身や友達、誰に宛てても良く、言いたかったけれど言えなかったことなど何でも書くことができます。私も手紙を書いたことがあります。素直な想いが天に昇って広がりどんな所の相手にもきっと届くという気持ちになります。手紙を書いて持参してもよし、お寺で書いてもよし。「想空ポスト」は、かしこまらず、訪ねたい時に訪ねて自分と向き合える、素敵な取り組みです。



西光寺へのアクセス

住 所 茨城県稲敷郡阿見町吉原2289

アクセス 牛久大仏から車で5分
あみプレミアムアウトレットから車で5分

時 間 午前10時から午後5時

連絡先 TEL.029-889-0414

※見学希望の方は必ず事前にご連絡ください。



あみっぺに
取材してほしいこと
募集中!

投稿方法 はがき、ファクシミリ、メール

投 稿 先 〒300-0392

阿見町中央1-1-1阿見町役場 広報戦略室

ファクシミリ:029-887-9560

E-MAIL:hishokochoka@town.ami.lg.jp

記載内容

取材してほしい内容、氏名

広報紙に掲載する場合のペンネーム(匿名可)

連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)

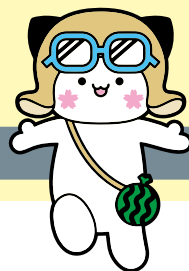
※投稿数が多い場合は、掲載できないこともあります。予めご了承ください。

阿見町町長公室 秘書広聴課 広報戦略室

☎888-1111 (内線298)

「阿見町政策実現プラン」の 進捗状況を公表します!

■ 問い合わせ 政策企画課 888-1111(291)



「阿見町政策実現プラン」とは

町長の第2期政策公約を実現するための具体的な事業内容と、その達成・進捗状況等を、町民の皆さまに分かりやすくお知らせしていくために、「政策実現プラン」として取りまとめ、定期的に更新しながら公表するものです。

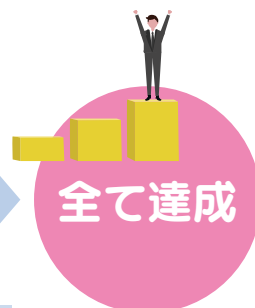
政策実現プランの構成と期間

「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を実現するための12項目60の政策公約に、全ての公約に深く関わる「SDGs の推進」を上位に置いた構成です。期間は町長2期目の任期となる令和4年度から令和7年度までです。

全体像と現時点での進捗状況

2年半が経過した令和6年度9月末時点で、28事業が達成済となっています。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
序盤	中盤	終盤	



達成済み	28事業
50%以上進捗	54事業
達成・進捗率	81.0%



令和6年度から開始した事業(主なもの)

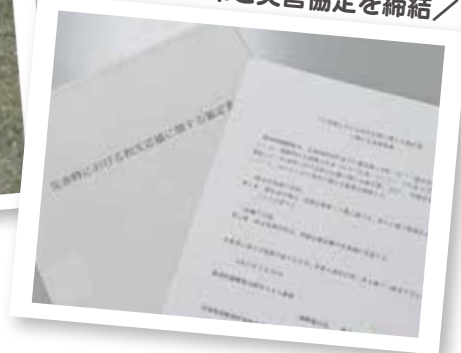
＼SDGs 未来都市に選定／



＼単身高齢者のゴミ出し支援／



＼埼玉県深谷市と災害協定を締結／



政策公約一覧

新規：第2期から新たに実施する事業

拡充：第1期から実施してきた取り組みを、さらに拡張・充実させる事業

達成：令和6年度4月から9月末で新たに達成した事業

項目	公約名	達成率	項目	公約名	達成率
広聴広報	0.SDGsの推進 新規	達成済み	健康	31.総合保健福祉会館さわかセンターの再整備 拡充	達成済み
	1.町長と語る会の推進 拡充	42%		32.新型コロナワクチン接種の完結 新規	達成済み
	2.町民協議会の開催 拡充	80%		33.健康づくり事業の推進 拡充	69%
	3.二所ノ関部屋との連携 拡充	68%	福祉	34.子ども食堂の拡充 拡充	85%
	4.プロモーション事業の拡充 拡充	52%		35.移動販売の拡充 拡充	95%
	5.あみメールの登録促進 拡充	達成済み		36.児童虐待の根絶 新規	達成済み
財政・IT化	6.基金積立ての推進 新規	76%		37.単身高齢者宅へのエアコン整備補助金の創設 新規	達成済み
	7.ふるさと納税の拡充 拡充	79%		38.障がい者の就労拡充 拡充	80%
	8.地域予算の拡充 拡充	達成済み		39.シルバー世代の就労拡充 拡充	達成済み
	9.DXの推進 新規	85%		40.単身高齢者のごみ出し支援 新規	達成済み
	10.テレワークの推進 拡充	達成済み	産業	41.特産品の開発と6次産業化 拡充	78%
子育て	11.子育て支援総合センターの建設 新規	50%		42.廃校の利活用 新規	達成済み
	12.第3子からの誕生祝い金(20万円) 新規	達成済み		43.牛久阿見IC周辺開発促進 新規	達成済み
	13.子育て支援アプリの導入 新規	達成済み		44.公共交通の整備促進 拡充	75%
	14.待機児童ゼロ 拡充	達成済み		45.町内企業と町民の就活支援 拡充	70%
	15.放課後児童クラブの拡充 拡充	65%		46.移住・定住の促進 拡充	達成済み
人材育成	16.高校生会の新設 新規	達成済み	観光	47.観光協会の法人化 新規	75%
	17.あみ未来塾の創設 新規	達成済み		48.観光事業の推進 拡充	83%
	18.人材育成基金の有効活用 拡充	70%		49.農業体験事業の促進 拡充	40%
学校教育	19.中学校新入生へのお祝い事業 新規	達成済み	環境	50.温室効果ガス排出量の削減 拡充	72%
	20.中学校1校へエレベーターの設置 新規	65%		51.ごみの減量化 拡充	55%
	21.通学区域の再検討	達成済み		52.食品ロスへの取組み強化 拡充	達成済み
	22.英語教育の推進 新規	達成済み		53.ふれあいの森の再整備 新規	70%
	23.読書意欲の向上 拡充	68%		54.環境学習の推進 拡充	達成済み
	24.給食費第2子以降の無料化 拡充	20%	安心安全	55.自主防災組織の拡充 拡充	35%
	25.いじめ・不登校の根絶 拡充	達成済み		56.県外自治体との災害協定の締結 拡充	達成済み
	26.小学校教室等のLED化 新規	達成済み		57.土砂災害警戒区域指定の促進 拡充	65%
	27.教職員の働き方改革推進 拡充	達成済み		58.消防団員の確保と待遇改善 拡充	83%
文化	28.町史の編纂 拡充	44%		59.災害対策用資機材等の整備拡充 拡充	80%
	29.戦跡の保全 新規	35%		60.防犯カメラ設置の推進 拡充	達成済み
	30.伝統芸能の継承 新規	35%			

各公約の達成基準、事業進捗グラフ、取組状況と今後の展開については、町ホームページ「政策実現プラン」でご案内しています。右の二次元コードからご覧ください。



施策評価の結果を公表します

平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とする第6次総合計画後期基本計画に掲げた施策の進捗状況について、令和5年度分の評価を行いましたので、結果を公表します。

令和5年度は第6次総合計画後期基本計画の最終年度であり、第6次総合計画後期基本計画の総括となります。

施策評価について

施策評価とは、第6次総合計画の特徴の1つである「PDCAサイクルに基づく総合的なマネジメント」に基づき、総合計画の実行性を担保するため、計画に定める施策の進捗評価を毎年度実施し、翌年度の見直しにつなげるものです。

評価の考え方

- (1) 1年間の取組を評価し、課題点を見つけ、今後どのように施策を進めれば、計画した目標達成により近づけるのか、その対応策を検討し、実行します。
- (2) 業務の見直し等の結果や取組による成果など、客観的な情報は、評価シートに記録し、内部評価を経て、その結果を広く一般に公表し、町民、関係者等の意見を評価に反映していくことで、納得と共感、満足度の向上を図ります。



評価対象

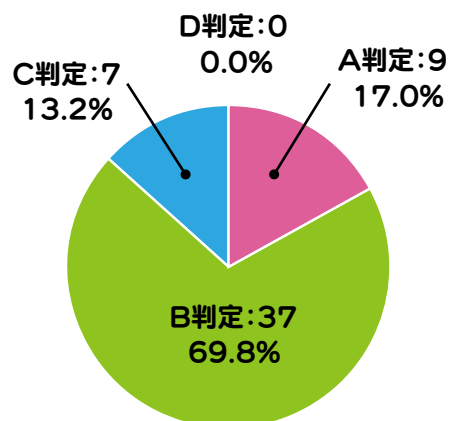
第6次総合計画後期基本計画に位置付けた53施策

評価結果について

全53施策中、AまたはB評価となった施策は、全体の86.8%となり、前年度83.1%をやや上回りました。また、前年度に1施策あったD評価は0となり、第6次総合計画後期基本計画は、概ね計画どおり進んできたといえます。

しかし、一部の事業では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、事業が実施出来なかったため、遅れが生じ、C評価となったものもありました。これらは、第7次総合計画前期基本計画に課題点として引き継ぎました。

評価	R4施策数	R5施策数	割合
A評価(順調に進捗している)	11	9	17.0%
B評価(概ね順調に進捗している)	33	37	69.8%
C評価(一部遅れている)	8	7	13.2%
D評価(大幅に遅れている)	1	0	0.0%



次のページに、評価一覧を掲載しています。

評価一覧

章	No.	施策	施策名	施策の進捗状況	今後の方向性
第1章	1	111	町民参加の促進	B	II
	2	112	コミュニティ活動の充実	C	II
	3	113	人権と平和の尊重	B	II
	4	114	男女共同参画社会の実現	B	II
	5	115	国際交流の促進	B	III
	6	116	産学官連携	B	II
	7	121	行政運営	B	II
	8	122	財政の健全化	B	II
	9	123	窓口サービスの向上	B	II
	10	124	広報・広聴活動の充実	B	II
	11	125	情報公開・個人情報保護	A	II
	12	126	情報化の推進	B	I
	13	127	広域行政の推進	B	II
第2章	14	211	町民の健康づくり	B	II
	15	212	国民健康保険制度の適正な運営	C	II
	16	213	後期高齢者医療制度の適正な運営	B	II
	17	214	介護保険制度の適正な運営	B	II
	18	215	国民年金制度の適正な運営	A	I
	19	221	地域福祉の推進	B	II
	20	222	高齢者福祉の充実	B	II
	21	223	障害者福祉の充実	A	I
	22	224	子ども・子育て支援の充実	B	II
	23	225	医療福祉の充実	A	I
	24	231	幼児教育の充実	B	II
	25	232	学校教育の充実	B	II
	26	233	児童生徒の健康管理と安全対策	B	II
	27	241	生涯にわたって学べる環境づくり	B	II
	28	242	社会全体で取り組む教育の推進	B	III
	29	243	スポーツの振興	B	II
	30	244	文化芸術活動の推進と文化財保護	B	II

章	No.	施策	施策名	施策の進捗状況	今後の方向性
第3章	31	311	土地利用	B	I
	32	312	市街地の整備	B	II
	33	321	交通体系・公共交通の充実	A	II
	34	322	道路の整備及び維持・管理	A	II
	35	323	公園・緑地の整備及び維持・管理	A	II
	36	324	良好な住宅・住環境づくり	B	III
	37	325	景観形成	C	III
	38	331	農業の振興	B	II
	39	332	商工業の振興	B	II
	40	333	観光の振興	B	II
第4章	41	411	上水道の整備及び維持・管理	C	II
	42	412	下水道の整備及び維持・管理	C	III
	43	413	河川・水路の環境整備	C	II
	44	421	地域防災対策の推進	B	II
	45	422	消防・救急体制の充実	B	III
	46	423	地域医療体制の充実	B	II
	47	424	交通安全対策の推進	A	I
	48	425	防犯対策の推進	B	III
	49	426	消費生活対策の充実	A	II
	50	431	地球環境の保全	B	III
	51	432	自然環境の保全	B	I
	52	433	生活環境の向上	B	II
	53	434	資源循環型社会の形成	C	III

項目の見方

施策の進捗状況

- A 順調に進捗している
- B 概ね目標達成に向けて進捗している
- C 一部進捗に遅れが生じている
- D 進捗が大幅に遅れている

今後の方向性

- I 現状のまま継続する
- II 一部見直し等の余地がある
- III 見直し等の余地が大きい
- IV 抜本的に見直し等が必要

施策評価の詳細については、町ホームページで公表しています。
こちらをご覧ください。

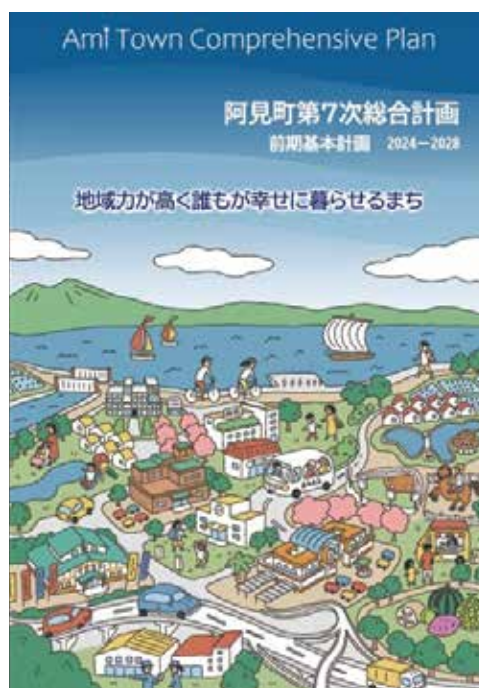
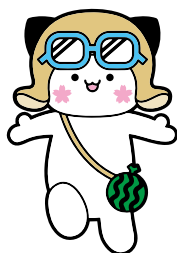
施策評価の
公表



第6次総合計画から第7次総合計画へ

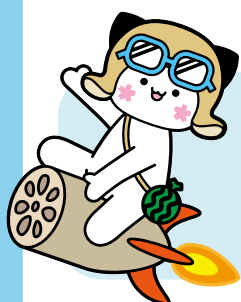
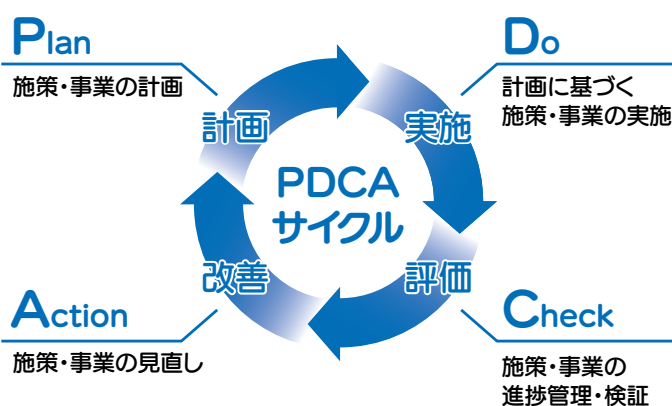
町では、第6次総合計画後期基本計画の施策評価の進捗状況をふまえ、現在の本町を取り巻く社会状況の分析や、新たに実施した町民意向調査で把握した町民ニーズ等を取り入れながら策定した、第7次総合計画前期基本計画が今年度よりスタートしています。

第7次総合計画前期基本計画では、10年後の将来像「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現に向け、計画期間である令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間にわたり取り組む施策を位置付けています。



第7次総合計画前期基本計画の施策評価について

第7次総合計画前期基本計画の進行管理においても、PDCAサイクルを取り入れた施策評価を実施していきます。さらに、変化の激しい社会環境の中において、前期基本計画のリーディングプロジェクト「5万人都市にふさわしいまちづくり」が達成できるよう、効果的・効率的な行政運営を推進していきます。施策評価を含めた総合計画の進捗状況は、町ホームページなどを通して、町民の皆様に分かりやすく発信していきます。



町ホームページにて、第7次総合計画前期基本計画の計画書本体、概要版、児童生徒版を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

第7次総合計画



政策企画課 ☎888-1111 (内線736)

SDGs 特設サイト

2024年
10月1日～
OPEN!



SDGs特設サイトとは？



町では、2024年10月1日より、町公式ホームページ内にSDGs専用の特設サイトを開設しました。SDGs未来都市に選定されたことを町内外に効果的に発信し、多様なステークホルダーと一緒に目標達成に向けて共創していける環境を整えていきます。今後の取組やイベントなどの情報は、この特設サイトをご覧ください。



▲特設サイト



★特設サイトの内容を一部ご紹介します★

町の取り組み

これまでに、町が取り組んできたSDGsに関するさまざまな取り組みを掲載しています。今後、町で取り組んで欲しいことなどに関するご意見・ご要望があれば、特設サイト内にある「お問い合わせ」からご連絡ください。



SDGs未来都市

2024年5月に、国から選定された「SDGs未来都市」に関する情報や、町の取り組みなどの最新情報を紹介しています。SDGsを推進する先進的な自治体として、今後も町内外に取組をリアルタイムで発信していきます。

バックナンバーの掲載

広報あみ掲載した「阿見町×SDGs」のバックナンバーを掲載しています。今後、掲載する記事もこの特設サイトで閲覧することができます。



「感染症」を 予防しましょう！

冬は様々な感染症が流行しやすい季節です。
新型コロナウイルスや、インフルエンザ、RSウイルス、肺炎球菌などの感染症は、
一人一人が感染対策をすることで流行しにくくなります。
日頃から感染対策に努めましょう。

感染症の特徴

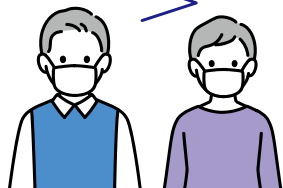
感染症名	潜伏期間	症 状
新型コロナウイルス	2～7日	主な症状は、発熱、呼吸器症状（咳、咽頭痛）、頭痛、倦怠感（だるさ）などです。そのほかにも下痢、嘔吐、嗅覚・味覚障害も起こることがあります。
インフルエンザ	1～3日	発熱（通常38℃以上）、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。
ノロウイルス	1～2日	主な症状は、嘔吐、下痢、腹痛などです。手指や食品などを介して口から体内に入り感染します。ウイルスの活性を失わせるためには、食品の中心部が85～90℃で、少なくとも90秒間の加熱が必要とされています。
RSウイルス感染症	2～8日	子供の 場合 主に発熱や鼻水、痰、呼吸が「ゼーゼー」「ヒューヒュー」するような症状がでます。2歳までにほぼ全員が感染します。ほとんど軽症で済みますが生後6カ月以下・心疾患のある場合は細気管支炎や肺炎などの重症化のリスクがあります。
		大人の 場合 健康な成人は感染しても軽症で、多くは風邪のような症状で自然軽快します。高齢者、喘息、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、心疾患などの慢性の基礎疾患がある人、免疫機能が低下している人がRSウイルスに感染した場合は、肺炎などを引き起こし重症化する場合があります。
肺炎球菌感染症	1～3日	子供の 場合 風邪症状から始まり、発熱の持続、特に夜間の咳で不眠になるなど徐々に激しくなる咳や、食欲低下、活気の減少など全身状態の悪化を伴います。症状がないまま菌を保有して日常生活を送っている子どもも多くいますが、重症化すると肺炎や中耳炎、敗血症、髄膜炎等になることがあります。
		大人の 場合 主な症状は、咳、発熱、痰などです。感染すると肺炎のリスクが高まり、重症化すると肺炎のほかに敗血症、髄膜炎などを引き起こします。

感染対策

感染対策の基本として



手洗い（手指消毒）



マスクの着用



予防接種



人ごみを避ける

などが効果的です。

ノロウイルスは・・・

基本の感染対策に加えて以下の点に注意が必要です。

- 感染した人の便や嘔吐物、それらが付着した汚染物には、大量のウイルスが含まれているため、汚染物を処理する際には、使い捨てのエプロン・手袋・マスクを着用して、処理と消毒を行いましょう。
- ノロウイルスには、アルコール消毒は効果がないため、次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）で消毒しましょう。



直接触らない



十分に消毒する



消毒液（次亜塩素酸ナトリウム希釈液）の作り方

市販の塩素系消毒剤や漂白剤は、6%くらいの濃度（使用前に表示確認）です。
空のペットボトル（2L）などを用い、消毒液が簡単に作れます。

0.02%（200ppm）次亜塩素酸ナトリウムの作り方

原液が6%の場合

ペットボトルキャップ2杯弱の原液を水で2Lに希釈する。
→食器、衣類などの消毒に用いてください。ただし、色落ちに注意してください。

0.1%（1000ppm）次亜塩素酸ナトリウムの作り方

原液が6%の場合

ペットボトルキャップ8杯強の原液を水で2Lに希釈する。
→ふん便やおう吐物などの汚物を除去した後用いてください。

茨城県ホームページより

ワクチンについて

インフルエンザ・新型コロナワクチン

対象者に予診票と案内通知をお送りいたします。
詳しくは右の二次元コードより広報あみ10月号通常版の「予防接種について」を参照ください。

小児肺炎球菌ワクチン

出生届提出時に町から予診票を交付しております。

高齢者肺炎球菌ワクチン

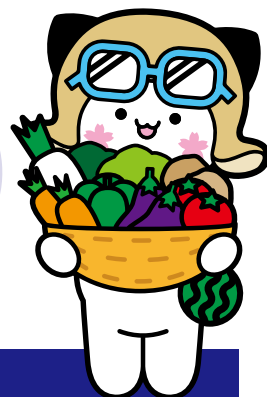
対象者には予診票と案内通知を誕生月の前月にお送りいたします。
対象者は以下の(1)または(2)の方で、今回初めて肺炎球菌予防接種を受ける方です。

- (1)65歳の方、(2)60歳～65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患で、身体障害者手帳1級を取得している方



町の
広報案内です

普段から十分な睡眠
とバランスの良い食
事を心がけ、免疫力を
高めましょう!



健康づくり課 ☎888-2940

阿見町決算報告 2023



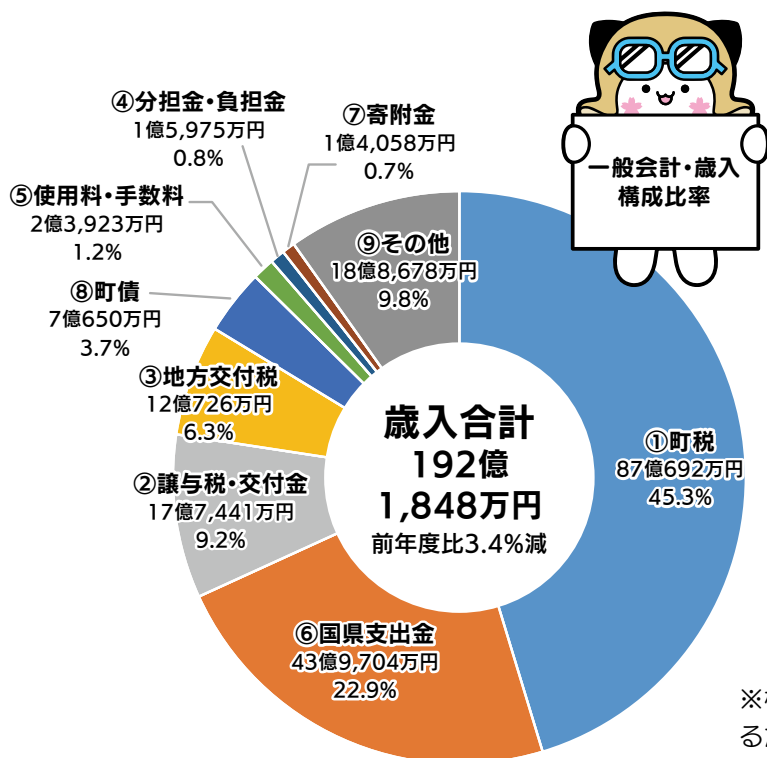
令和5年度の決算がまとまり、9月に開かれた第3回定例会において認定されました。決算の概要や町の財政状況についてお知らせいたします。

一般会計歳入

区 分	令和5年度	増減率
①町税	87億692万円	3.9%
②譲与税・交付金	17億7,441万円	1.2%
③地方交付税	12億726万円	6.9%
④分担金・負担金	1億5,975万円	0.0%
⑤使用料・手数料	2億3,924万円	5.0%
⑥国県支出金	43億9,704万円	▲11.3%
⑦寄附金	1億4,058万円	▲10.2%
⑧町債	7億650万円	▲32.0%
⑨その他	18億8,678万円	▲9.7%
歳入合計	192億1,848万円	▲3.4%

《歳入の説明》

- ①町税
個人・法人町民税、固定資産税など
- ②譲与税・交付金
国税・県税の一定割合が市町村に交付されるもの
- ③地方交付税
財政状況に応じて国から交付されるもの
- ④分担金・負担金
事業の経費の一部を受益者が負担するもの
- ⑤使用料・手数料
施設使用料や住民票の発行手数料など
- ⑥国県支出金
特定の事業を行うために国・県から交付されるもの
- ⑦寄附金
寄附による収入で、ふるさと応援寄附金など
- ⑧町債
事業費の一部を政府や金融機関から借り入れるもの
- ⑨その他
繰越金や諸収入などその他の収入



《歳入の主な増減》

- 国県支出金 (5億5,828万円の減)**
非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金(物価高騰緊急支援分含む)の皆減などによるものです
- 町税 (3億2,672万円の増)**
個人町民税や固定資産税の増収によるものです
- 町債 (3億3,320万円の減)**
実穀ふれあいセンター整備完了により地区公民会整備事業債が皆減したためです
- その他 (1億706万円の減)**
前年度繰越金の減によるものです

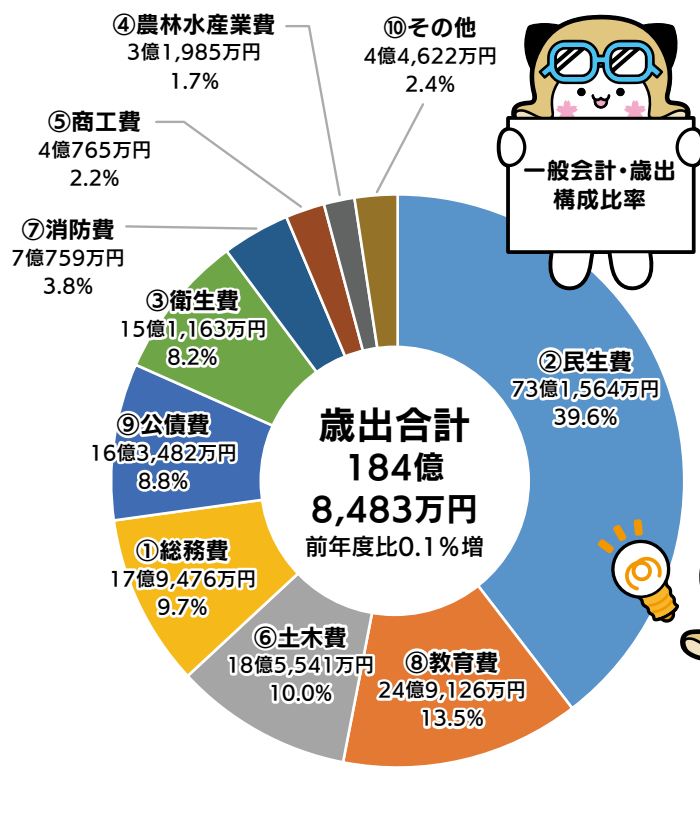
※構成比率は、項目ごとに四捨五入で記載しているため、合計が合わない場合があります。

一般会計歳出

区 分	令和 5 年度	増減率
①総務費	17億9,476万円	1.0%
②民生費	73億1,564万円	5.3%
③衛生費	15億1,163万円	▲19.5%
④農林水産業費	3億1,985万円	▲4.1%
⑤商工費	4億765万円	24.7%
⑥土木費	18億5,541万円	0.0%
⑦消防費	7億759万円	5.0%
⑧教育費	24億9,126万円	2.7%
⑨公債費	16億3,482万円	2.7%
⑩その他	4億4,622万円	▲31.6%
歳出合計	184億8,483万円	0.1 %

《歳出の説明》

- ①総務費
戸籍や徴税、選挙や庁舎管理など
- ②民生費
高齢者や障害者の福祉や子育て支援など
- ③衛生費
保健衛生や環境保全、ごみ処理など
- ④農林水産業費
農林水産業の振興など
- ⑤商工費
商工業や観光の振興など
- ⑥土木費
道路や公園、町営住宅などの整備や維持管理など
- ⑦消防費
消防や救急など
- ⑧教育費
学校施設や公民館、図書館の運営・維持管理など
- ⑨公債費
町債の返済に係る元金・利子
- ⑩その他
議会運営のための議会費や基金積立金など

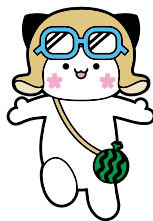


《歳出の主な増減》

- 民生費 (3 億 6,795 万円の増)**
物価高騰重点支援事業（低所得世帯追加分・住民税均等割のみ課税分含む）の増などによるものです
- 衛生費 (3 億 6,510 万円の減)**
新型コロナウイルスワクチン接種事業の減などによるものです
- その他 (2 億 626 万円の減)**
財政調整基金積立金の減などによるものです
- 商工費 (8,069 万円の増)**
企業立地奨励金の増などによるものです

その他以外、構成比率が大きい順に並べています（歳入も同じです）

令和5年度決算の 主な事業



こんなことに
お金を使いました!

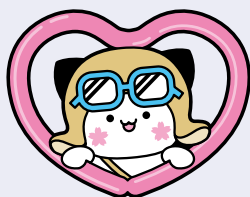


子ども・子育て支援の充実

第3子以降出産祝金 支給事業

941万円

第3子以降の子を出産した保護者に対し、出産を祝福するとともに保護者の負担軽減を図るため、対象児童一人につき20万円の祝金を支給しました。



子ども・子育て支援の充実

子育て支援アプリ 導入事業

44万円

妊婦・乳幼児の健康管理に役立てるため、子育て情報の配信などを行う子育て支援アプリを導入しました。



行政経営の確立

SDGs推進事業

101万円

SDGsを達成するため、「知る・理解する」ことから「考える・行動する」に繋がるような様々な普及促進活動を行いました。



産業活性化の推進

プレミアム付 商品券事業

4,414万円

商工会に委託し、プレミアム付商品券(1冊7,500円分、プレミアム率50%)を販売しました。



身近な公園・緑地の整備

公園緑地整備事業

8,890万円

曙地区街区公園の整備や、国の交付金を活用するために必要な調査を実施しました。



都市計画道路の整備

寺子・飯倉線整備事業

1億5,179万円

安全で快適な道路ネットワークを確立するため、寺子・飯倉線の整備を行いました。



教育環境の整備

新中学生お祝い事業

866万円



中学校等へ入学する児童に学校用衣料品等の購入ができる補助券を支給しました。

公民館・ふれあいセンターの充実

あみ未来塾事業

14万円

町の現状や課題等について、教育や環境、観光等、様々な観点から講座を開催しました。



町民一人当たりの町の決算

決算額を人口（令和 6 年 4 月 1 日常住人口 49,981 人）で割り、町民一人当たりの決算額を計算しました

▼町民一人当たりが負担したお金（町税総額÷人口）

17 万 4,205 円（前年度 16 万 8,260 円）

▼町民一人当たりに使われたお金（歳出総額÷人口）

36 万 9,836 円（前年度 37 万 680 円）

負担したお金と使われたお金の差額は、地方交付税や国県支出金、町債などの歳入で賄われています



使われたお金の主な内訳

区 分（※）	金 額
民 生 費	14 万 6,368 円
教 育 費	4 万 9,844 円
土 木 費	3 万 7,122 円
衛 生 費	3 万 244 円

※区分の内容は歳出の説明をご覧ください

健全化判断比率・資金不足比率の状況

健全化判断比率は地方公共団体の財政状況を客観的に指標化したものです。阿見町は全ての比率において、国が定める早期健全化基準を下回っています。比率が生じていない理由は、実質赤字比率・連結実質赤字比率は黒字決算のため、将来負担比率は町が保有している基金等の資産が借入金残高を上回っているため、資金不足比率は資金不足が生じていないためです。令和 5 年度は借入金返済額が増えたため、実質公債費比率は 0.4%上昇しています。

区 分		内 容	早期健全化基準等	比率（※）	
				R4	R5
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計などの赤字の割合	早期健全化基準：13.20% 財政再建基準：20%	-	-
	連結実質赤字比率	特別会計を含む全ての会計の赤字の割合	早期健全化基準：18.20% 財政再建基準：30%	-	-
	実質公債費比率	借入金返済額の割合	早期健全化基準：25% 財政再建基準：35%	4.2%	4.6%
	将来負担比率	将来負担が見込まれる借入金などの割合	早期健全化基準：350%	-	-
資金不足比率		公営企業における資金不足の割合	経営健全化基準：20%	-	-

※「-」は、比率が生じていないことを示します

特別会計・公営企業会計の決算

特別会計は特定の事業を行うため、目的ごとに会計を設けたものです。公営企業会計は水道・下水道事業で、民間企業に近い方法で運営している会計で、料金・使用料や運営管理を行う収益的収支と施設整備を行う資本的収支に分かれています。

特別会計

会 計 名	歳 入	歳 出
国民健康保険特別会計	53 億 9,644 万円	46 億 6,185 万円
介護保険特別会計	38 億 376 万円	37 億 3,296 万円
後期高齢者医療特別会計	11 億 6,918 万円	11 億 6,682 万円
計	103 億 6,938 万円	95 億 6,163 万円

公営企業会計（※）

水道事業会計		収 入	支 出
	収益的収支	12 億 9,565 万円	11 億 1,600 万円
	資本的収支	2 億 3,273 万円	5 億 7,943 万円
下水道事業会計		収 入	支 出
	収益的収支	17 億 7,843 万円	15 億 3,652 万円
	資本的収支	6 億 4,079 万円	10 億 3,332 万円

（※）資本的収入が資本的支出に不足する額は、損益勘定留保資金などの財源で補いました

町債・基金の現在高

町債の現在高は令和 5 年度一般会計借入額の減により減少しています。基金の現在高は災害や老朽化施設の建替などに備えて財政調整基金などの積み立てを行ったため増加しています。

町債の現在高

区 分	令和 4 年度末	令和 5 年度末
一般会計	144 億 8,906 万円	136 億 277 万円
水道事業会計	16 億 5,381 万円	17 億 5,018 万円
下水道事業会計	53 億 2,685 万円	51 億 4 万円
計	214 億 6,972 万円	204 億 5,299 万円

基金の現在高

区 分	令和 4 年度末	令和 5 年度末
財政調整基金	27 億 2,799 万円	27 億 2,799 万円
減債基金	3 億 7,310 万円	4 億 2,089 万円
その他の基金	24 億 6,476 万円	26 億 4,559 万円
特別会計基金	7 億 7,637 万円	7 億 7,637 万円

エコライフキャンペーンに 参加しませんか？

～みなさんで力を合わせてゼロカーボンシティを目指しましょう～

実施時期：12/1⑩～12/31⑩

町では、12月をエコライフ月間とし、各ご家庭における電気使用をなるべく抑え、地球温暖化防止に向けて
できることを取り組んでもらうことを目的とし、エコライフキャンペーンを実施します。
エコライフに取り組み、エコライフチェックシートに記入をして応募してくれた方から、抽選で20人に景品をプレゼント。
ご家庭内で楽しみながらエコライフに挑戦しましょう。

応募条件 阿見町にお住まいの方（※1世帯につき1回の応募）

参加方法 ● 下記の「エコライフチェックシート」を使って、12月の1か月間、エコライフに取り組みます。
● 「エコライフチェックシート」で、CO₂排出量を何グラム削減できたかを集計します。

エコライフチェックシート

No.	チャレンジ内容	年間節約金額	減らせたCO ₂ の量(一日)	取り組んだ日数	小 計
1	 エアコンの暖房時の室温を20℃に設定した	1,710円	71.2g	日	g
2	 エアコンの使用時間を1日一時間減らす	1,310円	54.5g	日	g
3	 こたつの設定温度を「強」から「中」に下げた	1,580円	65.7g	日	g
4	 テレビをつけている時間を一日一時間減らす	540円	22.5g	日	g
5	 冷蔵庫の無駄な開閉をなくした	330円	14.0g	日	g
6	 電気ポットの保温時間を減らした	3,460円	144.1g	日	g
7	 冷蔵庫に物を詰め込みすぎない	1,410円	58.6g	日	g
8	 間隔を開けずに入浴した	7,410円	227.1g	日	g
9	 トイレのふたをこまめに閉めた	1,120円	46.9g	日	g
10	 洗濯物は回数を減らしてまとめて洗った	4,000円	38.6g	日	g
11	 自動車の運転をふんわりアクセルにした ※目安は、最初の5秒を時速20kmです	11,950円	531.5g	日	g
12	 ドライヤーの時間を1分間減らす	240円	9.9g	日	g
合 計					

応募方法 下記いずれかの方法で、キャンペーンに参加しましょう。

【応募期間】令和7年1月6日～1月13日

- ① いばらき電子申請（右記QRコードを読み取りしてください）より入力
- ② 町生活環境課窓口にて応募用紙を入手し、提出
- ③ 町ホームページ（右記二次元コード）より応募用紙をプリントアウトし、
町生活環境課窓口へ提出



▲いばらき電子申請



▲町ホームページ



商品の内容は、
届いてからの
お楽しみ！

アンケートに答えてくれた方の中から
抽選で20人に、エコな商品をプレゼント！

当選の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。

※温度設定に関しては、無理のない範囲内で取り組みましょう

一人ひとりの
日々の心がけが、
地球温暖化の防止に
つながります



生活環境課（事務局） ☎888-1111（内線174）

後期高齢者医療保険

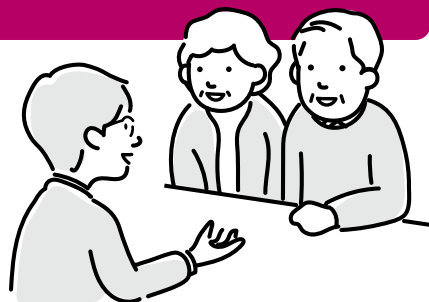
現行の保険証廃止とマイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）について

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、**令和 6 年 12 月 2 日**より現行の保険証が発行されなくなります。

現在後期高齢者医療制度にご加入の方へ

令和 6 年 12 月 1 日時点でお手元にある有効な保険証は、12 月 2 日以降も有効期限（最長令和 7 年 7 月 31 日）までお使いいただけます。

ただし、転居などの住所変更、負担割合の変更など保険証の記載内容の変更があった場合や紛失による再発行の場合、令和 6 年 12 月 2 日以降は資格確認書（現行の保険証サイズ）が発行され、医療機関等へはマイナ保険証が資格確認書を提示することになります。



今年度 75 歳の誕生日を迎える方へ



令和 6 年 12 月 1 日までに誕生日を迎える方

誕生日の前月中旬頃、後期高齢者医療の保険証を郵送します。

令和 6 年 12 月 2 日以降に誕生日を迎える方

誕生日の前月中旬頃、後期高齢者医療の資格確認書を郵送します。

※現状の暫定的な運用として、マイナ保険証の利用登録がお済の方にも資格確認書が交付されます。運用期間終了後は、資格情報のお知らせが交付される予定です。

マイナ保険証の利用について

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル等から健康保険証利用の申込をすることにより、マイナンバーカードを保険証として利用することができるようになります。

なお、マイナンバーカードを保険証として利用できるのは、対応する医療機関等に限られます。

健康保険証利用対応の医療機関・薬局等については、下記二次元コードからご確認ください。



△◇対応する医療機関等には、目印となるステッカーやポスターが貼られています。



人事行政の運営等の 状況の公表について

「阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和 5 年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

区分	R5.4.1 職員数	R5.4.1～ R6.3.31 退職者等数	R5.4.2～ R6.4.1 採用者数	R6.4.1 職員数
行政職	357 人	20 人	36 人	373 人
技能労務職	1 人	0 人	0 人	1 人
合計	358 人	20 人	36 人	374 人

※行政職には企業職（上下水道に関する事務に従事する職員）を含みます
※職員数は常勤の職員で退職者及び派遣職員を含み、県等との人事交流による受入者、再任用短時間勤務職員を含んでいません

2 職員の人事評価の状況

職員の仕事の業績を「職務目標の達成度」や「仕事の成果」により評価する業績評価と、職務目標への取組過程を職位や職種により「組織マネジメント」「業務マネジメント」として評価する能力評価による人事評価を実施しています。

3 職員の給与の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

(1) 平均給料月額及び平均年齢

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	293,915 円	40.5 歳
技能労務職	*	*

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人または 2 人の場合は、「」としています。

(2) 初任給の状況

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	185,200 円
	高校卒	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円
	中学卒	143,800 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

※本庁舎以外の施設においては、上記と異なる場合があります

(2) 休暇

休暇の種類	内容
年次休暇	・1 月 1 日を基準として、1 年につき 20 日
療養休暇	・負傷又は疾病のため療養を要する場合に、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・私傷病の場合は、90 日以内において必要と認められる期間
特別休暇	・選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合 ・必要と認められる期間
介護休暇	・要介護者（配偶者等で、負傷、疾病又は高齢により日常生活を営むのに支障がある者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ・連続する 6 か月の期間内において必要と認められる期間
介護時間	・要介護者（介護休暇と同様）の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 ・連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲で必要と認められる時間
組合休暇	・職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務等に従事する場合 ・1 年につき 30 日

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

- ・分限処分 13 件
- ・懲戒処分 0 件

6 職員の服務の状況

- ・育児休業の取得者数（令和 5 年度新規取得者）22 人
- ・介護休暇の取得者数（令和 5 年度新規取得者）0 人

7 職員の研修の状況（延べ人数）

区分	研修名等	受講者数
派遣研修	茨城県自治研修所等各種研修機関派遣研修	63 人
特別研修・階層別研修	新任職員研修、ハラスメント防止研修、事務ミス防止研修等	489 人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 茨城県市町村職員共済組合の主な事業

主な事業	内容
短期給付事業	病気・ケガ、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に医療や現金等の必要な給付を行う
長期給付事業	組合員の退職、傷害、死亡の際に、年金や一時金の給付を行う
福祉事業	健康保持増進事業（健康診査等）や保養所の運営、住宅資金等の貸し付けなどを行う

(2) 町の主な事業

主な事業	内容
健康診断	定期健康診断やがん検診等を行う
メンタルヘルス対策	ストレスチェックやメンタルヘルス相談事業を行う

(3) 利益の保護の状況

- ・勤務条件に関する措置の要求 0 件
- ・不利益処分に関する不服申立て 0 件

人事課 ☎ 888-1111

環境を
大切に

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！ 町内クリーン作戦

町では、環境美化の推進のために、5月と11月に年2回の「町内クリーン作戦」を実施しています。今年度の第2回「町内クリーン作戦」は下記の通りに実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

町内クリーン作戦の実施 廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎ 889-0091

11月は関東地方環境美化運動の一環として11月13日（県民の日）に近い日曜日に実施しています

▽期日

11月10日（日） ※雨天予備日 11月17日（日）

▽作業内容

- ▼空き缶・空きビン等のポイ捨てごみの回収
- ▼ごみ集積所の清掃

▽その他

- ▼開始時間は各行政区によって異なります
- ▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

▽令和5年度の実績（2回実施の合計）

ごみの回収量：可燃：11.7トン、不燃：6.5トン 計：19.3トン 延べ参加人数：23,090人



家庭用使用済み天ぷら油の回収 生活環境課 ☎ 888-1111（内線173）

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

▽期日

11月10日（日） ※雨天予備日 11月17日（日）

▽回収手順

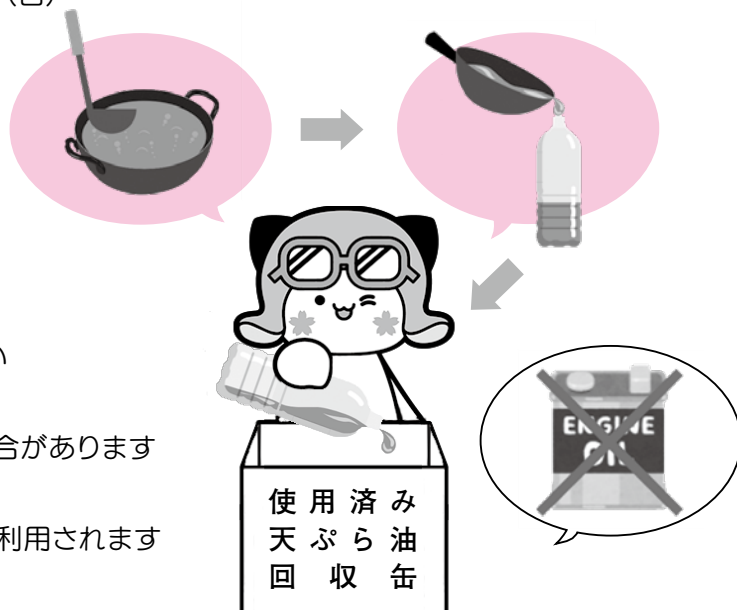
- ①使用済み天ぷら油の天かすなどを取り除く
- ②使用済み天ぷら油をペットボトル等に入れる
- ③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
- ④使用済み天ぷら油を回収缶に移す
- ⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使するか、燃えるごみとして処分してください

▽その他

- ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります
- ▼工業用油は回収しません
- ▼回収した天ぷら油は、にわとりの飼料などに再利用されます

▽令和5年度の実績（2回実施の合計）

油の回収量：916リットル





適正受診・適正服薬を心がけましょう

多受診・重複服薬に対する取り組み

○多受診・重複服薬とは

複数の病気にかかる、病気の数だけ医療機関にかかり、処方される薬が増えるため、たくさんの薬を服用することになります。また、一つの病気で頻回にかかったり、複数の医療機関にかかれば、同じ効果の薬を重複して処方されることにもつながります。薬の重複や飲み合わせが悪いと、体の不調を招く等、副作用のリスクが高まります。

○「お薬手帳」でしっかり服薬管理をしましょう

「お薬手帳」は一冊にまとめて、医師や薬剤師に確認してもらいましょう。薬の重複や、飲み合わせが悪いものであれば、お薬手帳の記録で医師や薬剤師が気付いてくれます。



○セルフメディケーションと OTC 医薬品の普及について

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」とされています。適度な運動、栄養バランスの良い食事、健康診断の受診等、日ごろから健康を意識して体調管理を続けていても、天候の乱れや疲労の蓄積等から、体調不良を引き起こすこともあります。軽度な不調には OTC 医薬品を上手に使い、症状緩和に役立てましょう。

※ OTC 医薬品：医師に処方してもらう医薬品ではなく、薬局やドラッグストアで購入できる、処方箋が不要な医薬品です

ジェネリック医薬品に対する取り組み

○ジェネリック医薬品をご利用ください

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分・効用で作られる後発医薬品です。先発医薬品は膨大な開発費をかけて製造しますが、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確立された先発医薬品と同じ品質で製造され、厳しい審査を受けて承認された薬です。コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約 2～7 割安くなります。安いジェネリック医薬品は、窓口での負担が少なくなるとともに医療費軽減になり、年々医療費が増加している現状に対応する 1 つの対策として注目されています。

○ジェネリック医薬品を処方してくださいと言にくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際、『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお申ししい言ときは、このカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。



国保年金課 ☎ 888-1111 (内線 133)

11月は秋のこどもまんなか月間です！

～気づくのは あなたと地域の 心の目～

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、深刻な事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

■児童虐待とは…

保護者が子どもの心や身体を傷つけ、成長や発達をさまたげる行為のことであり、大まかに 4 つの種類に分けられます。どの種類においても、子どもの心身に深刻な影響を与え、最悪の場合は死に至ることもあります。

身体的虐待	殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前 DV など

■「虐待かも？」と思ったら…

虐待が疑われるサインの一例です。おかしいな?と思ったら、通告や相談をお願いします。

子どもの様子	保護者・家庭の様子
▼服装が季節にそぐわない ▼いつも衣服や体が汚れている ▼不自然な傷・あざ・やけどが多い ▼表情が乏しい、大人におびえている ▼落ち着きがなく、乱暴な行動が多い ▼夜遅くまで一人で出歩いている	▼いつも親の怒鳴り声や子どもの泣き声がする ▼子どもがケガをしたり、病気になったりしても病院へ連れて行かない ▼子どもを置いたまま外出している ▼家の内外にゴミが散らかり、異臭がしている ▼地域との交流がなく、孤立している

「しつけかもしれない」「間違いだったら失礼」「仕返しされるかも」など、抵抗や不安がある人も多いと思いますが、個人が特定されないよう秘密は守られます（匿名でも大丈夫です）。

通告や相談は、子どもを守るためだけでなく、虐待をしている保護者への支援にもつながります。

■子育てに悩んだら…

育児に不安がある、協力してもらえない家族がいない、相談できる人がいない、イライラして子どもに手をあげてしまいそう…など、児童虐待につながりかねないリスクは、どの家庭にも存在します。

一人で行き詰まってしまって苦しいときには、匿名でも構いませんので、下記の相談窓口・ダイヤルまでご相談ください。専門の相談員がお話を伺います。

■通告・相談窓口

児童相談所全国共通ダイヤル	☎ 189 (24 時間対応・通話料無料)
いばらき虐待ホットライン	☎ 0293-22-0293 (24 時間対応)
阿見町役場 子ども家庭課	☎ 888-1111 (午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日・年末年始を除く)

※生命の危険がある、目の前で暴行を受けているなど、緊急の場合は警察へ 110 番をお願いします

児童虐待防止シンボルマーク

オレンジリボンマークには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリボンを胸に着けることで、子育てをあたたく見守り、子育てのお手伝いをする意志があることを示します。



子ども家庭課 ☎ 888-1111 (内線 114・119)

障害者・障害児に関する相談窓口

町社会福祉課障害福祉係では、障害者・障害児に関する相談を受け付けています。その他にも、下記のような相談窓口がありますので、ご活用ください。

町委託相談支援事業所

障害のある人や保護者等から、日常生活の問題や障害福祉サービスの利用等の相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供を行っています。

事業所	住所	電話番号
恵和社会復帰センター	若栗 2585-1	029-887-9833
特定相談支援事業所わかくさ	阿見 5445-5	029-888-1883
阿見町基幹相談支援センター	阿見 4671-1 総合保健福祉会館「さわやかセンター」内	029-888-6062
NPO まい・あみ障害者（児）相談支援事業所	中央 2-4-19	029-891-3010
ほびき園	かすみがうら市牛渡 5513-1	029-898-3661
相談支援事業所 ともに（あみまちの拠点くら・ら）	実穀 1544-1	029-886-9005

町委託虐待防止センター

障害者虐待に関する相談、通報の受付を行っています。（24 時間対応）

事業所	住所	電話番号
恵和社会復帰センター	若栗 2585-1	090-4245-0271

茨城県の相談窓口

機関名	電話番号・住所	相談内容
県障害者差別相談室	029-246-6049 水戸市千波町 1918	障害者の差別に関すること
県障害者権利擁護センター	029-353-8663 水戸市千波町 1918	障害者に対する虐待防止のための通報や相談
県ひきこもり相談支援センター	0296-48-6631 筑西市西方 1790-29	様々な理由で、長い間自宅以外で活動できない状態の方に関すること
県福祉相談センター	029-221-4992 水戸市三の丸 1-5-38	身体障害、知的障害全般に関すること
土浦児童相談所	029-821-4595 土浦市下高津 3-14-5	18 歳未満の人の療育手帳や施設入所、その他全般的な相談
竜ヶ崎保健所	0297-62-2161 龍ヶ崎市 2983-1	精神保健福祉全般に関すること
精神保健福祉センター	029-243-2870 水戸市笠原町 993-2	精神保健相談、不登校等思春期相談、アルコール等依存症に関すること
発達障害者支援センター COLORS つくば	029-875-3485 つくば市高崎 802-1	自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の発達障害に関すること
高次脳機能障害支援センター	029-887-2605 阿見町阿見 4669-2	高次脳機能障害に関すること
難病相談支援センター	029-840-2838 阿見町阿見 4669-2	難病に関すること

障害者による作品展 12月3日（火）～9日（月）

毎年、12月3日から12月9日までの7日間は障害者週間です。町ではこの期間に、あみまちの拠点くら・ら（実穀 1544-1）で障害者による作品展を実施します。みなさん、是非ご来場ください。

●障害のある人やご家族のために活動している当事者団体をご紹介します。

阿見町障害者福祉協議会

阿見町障害者福祉協議会は、毎年さまざまな行事を行います。会の活動を通して町内に住む障害者や、そのご家族と交流してみませんか？

問合せ：町役場社会福祉課障害福祉係
TEL888-1111

土浦地方家族会

家族会は精神障害者を抱える家族が集まり、他人に分かってもらいにくい悩みや体験を、安心して話すことができる場所です。精神医療や福祉制度の情報、体験に基づいた知恵が集まります。

問合せ：土浦地方家族会事務局
担当 渡辺
TEL070-2835-0775

スペシャルオリンピックス日本・茨城

スペシャルオリンピックスは知的障害のある人たちに、さまざまなスポーツトレーニングとその成果発表の場となる競技会を提供している国際的なスポーツ組織です。茨城地区では馬術と卓球（阿見）、陸上競技（美浦）、フロアホッケー（つくばみらい）の練習を定期的 to 実施しています。ボランティアスタッフも募集中です。

問合せ：スペシャルオリンピックス事務局
担当 今野
TEL090-5538-2516

難病カフェ アミーゴ

「アミーゴ」は、難病や障害を持つ方が気軽に足を運べて楽しい時間を過ごせる交流会を開催しています。また、「就労」や「防災」をテーマにした活動や、季節感のあるイベントも企画しています。

ホームページ:
<https://www.amigo-55.jp/>



かけはしねっと

「特定非営利活動法人かけはしねっと」は、医療的ケアを必要とする子どもの親の会です。茨城県内を中心に家族同士そして各関係機関の支援者とのつながり作り、情報発信、地域啓発等を行っています。子どもたちを中心としたかけはしの輪が広がり、医療的ケアを必要とする子どもたち家族が今よりもっと安心して健やかに地域の中で生活していくことができるような社会を目指し活動しています。

ホームページ:
<https://kakehashinet.jp/>



ひだまりくらぶ

「ひだまりくらぶ」は障がいをお持ちのお子さんや発達のお子さんご家族をつなぎ、楽しい活動を通してともに成長を支え合う育児サークルです。保育士や作業療法士による交流会では悩み相談や情報交換も行っています。どのお子さんも安心して利用できるよう、事前予約制です。ぜひ、遊びに来て下さいね！

ホームページ:
<https://hidamariclub.wixsite.com/my-site>



令和7年度 保育施設の利用案内



保育所（園）・認定こども園（幼保連携・幼稚園型）・小規模保育・家庭的保育

令和7年4月1日からの保育施設利用の申し込みを以下のとおり受け付けます。

期間内に申し込まれた人について利用調整を行い、必要性の高い順に利用開始となります。

また、現在利用申し込み中で利用待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

令和7年度保育施設利用案内をよくお読みいただき申し込みください。

対象

- 保護者いずれも次のような『**保育の必要な事由**』に該当する場合に限ります
- ①就労
- ②求職活動
- ③妊娠・出産（出産予定月とその前後2か月の計5か月以内）
- ④保護者の疾病・障害
- ⑤就学（通信制大学等の自宅学習、趣味の講座を除く）
- ⑥災害復旧
- ⑦親族の介護・看護
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨その他町が認める場合
- ※①⑤⑦については、1か月あたり60時間以上を満たしていることが要件です

受付方法

令和7年4月入所分より電子申請を受け付けます

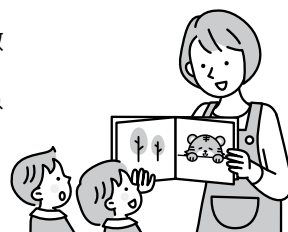
※電子申請ができない場合は（保護者がマイナンバーカードを未取得、未出生の子等）、例外として窓口・郵送にて申請書を受付いたします

※先着順ではありません

※申込方法、受付日による有利・不利はありません

※一次受付期間を過ぎますと、二次受付となります

※幼稚園や認定こども園（教育部分）をご希望の人は、直接希望施設へ利用申込みが必要となります



申し込み時の必要書類

- 子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書
- 家庭・健康状況確認表
- 保育の必要な事由が分かる書類（以下の項目を参照）
 - ▼常勤・パート＝就労証明書
 - ▼自営業・農業・内職＝就労証明書・直近の税申告書1表2表の写し等
 - ▼出産＝申立書・母子手帳の写し
 - ▼病気・障害＝申立書・診断書等
 - ▼病人等の介護＝申立書・診断書等
 - ▼就学＝在学証明書およびカリキュラム
 - ▼求職＝就労予定申立書・ハローワークの写し等
- ※町ホームページからダウンロードできます
- ※両親の書類がそれぞれ必要です
- ※同居の祖父母等（65歳未満）がいる場合、その人の証明書は必須ではありませんが、提出されないと利用調整において不利になることがあります

申し込み受付期間

- 電子申請（ぴったりサービス）
 - ▼日時：11月5日（火）～15日（金）23時59分まで
 - ※電子申請エラー等の責任はこちらでは一切負いません
- 郵送（電子申請ができない場合のみ）
 - ▼日時：11月5日（火）～15日（金）※必着
 - 郵送先：〒300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町役場子ども家庭課保育係
 - ※郵送事故等の責任はこちらでは一切負いません
 - ※追跡可能な方法（簡易書留等）で郵送してください
 - ※申請者（保護者）の身分証明書（運転免許証等）と申請者および申し込まれる児童の個人番号の確認ができる資料（マイナンバーカード等）の写しを同封してください
 - ※提出書類に不備・不足等あった場合、電話、または郵送で案内をしますが、窓口受付締切日までに確認がとれない場合は、利用調整できない場合があります
- 窓口（電子申請ができない場合のみ）
 - ▼日時：窓口受付期間の通り（次頁参照）
 - 場所：役場1階子ども家庭課（10番窓口）
 - ※申請者（保護者）の身分証明書（運転免許証等）と申請者および申し込まれる児童の個人番号の確認ができる資料（マイナンバーカード等）の写しをお持ちください
 - ※代理人（配偶者も含む）が提出される場合は、「委任状」が必要となります

結果の通知

2月上旬ごろに結果を郵送します

子ども家庭課 ☎ 888-1111 (708・117)

利用者負担額（保育料）

保護者（両親）等の市区町村民税所得割額の合計によって利用者負担額（保育料）が決まります。
 ※ 3～5 歳児及び非課税世帯の 0～2 歳児は無償
 ※ 月額の利用者負担額（保育料）は、後日お知らせします
 ※ そのほか必要経費は各利用施設にてご確認ください
 ※ きょうだい分等で利用者負担額（保育料）に未納がある人はお支払いのうえお申込みください

町外の保育施設を希望される場合 （阿見町から町外へ通う方）

他市区町村の保育施設の利用を希望される人は、必ず事前にご希望の保育施設がある市区町村に締切日および申請方法や必要書類をご確認のうえお越しください。（市区町村によっては受付締切日が早い場合や申込条件があります。）お申込の際は事前に町子ども家庭課にご連絡のうえ、各市区町村締切の 1 週間前までにご提出ください。

※電子申請ができない方の窓口受付期間となります

窓 口 受 付 期 間	
0 歳児	11 月 5 日（火）、12 日（火）、13 日（水）、14 日（木）、15 日（金）
1 歳児	11 月 6 日（水）、11 日（月）、13 日（水）、14 日（木）、15 日（金）
2 歳児	11 月 7 日（木）、12 日（火）、13 日（水）、14 日（木）、15 日（金）
3 歳児	11 月 8 日（金）、12 日（火）、13 日（水）、14 日（木）、15 日（金）
4 歳児	11 月 8 日（金）、11 日（月）、13 日（水）、14 日（木）、15 日（金）
5 歳児	11 月 8 日（金）、11 日（月）、13 日（水）、14 日（木）、15 日（金）

■保育施設一覧

- ▼認定こども園は、保育部分のみ子ども家庭課で受付します
- ▼施設によって特色や費用が異なりますので、**希望保育施設を見学して希望施設を決めてください。**
- ※見学については、各保育施設に電話でお申込みください

保育施設名	施設の種類	所在地	電話番号	保育年齢
中郷保育所	公立	阿見 4002-5	887-3331	生後 8 週～5 歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	
あゆみ保育園	私立	阿見 4958-5	888-3681	生後 3 ヶ月～5 歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	生後 8 週～5 歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	
阿見きりり保育園		荒川本郷 1902-1	875-8135	
LIFE SCHOOL 阿見		荒川本郷 2066-94	875-6750	
阿見認定こども園（保育）	幼保連携型 認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	生後 3 ヶ月～5 歳
阿見みどり幼稚園（保育）		鈴木 25-10	887-7471	
ふたば幼稚園（保育）	幼稚園型 認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	3 歳～5 歳
小規模保育園虹いろキッズ	小規模保育	鈴木 59-4	893-2273	生後 3 ヶ月～2 歳
ニチイキッズあみ保育室		阿見 3962-6	891-0855	生後 8 週～2 歳
キッズハウスにじの森		うずら野 1-34-13	845-7654	
まるこのおうち	家庭的保育	廻戸 272-3	090-7946-1263	生後 6 ヶ月～2 歳

令和7年度

放課後児童クラブ入会案内



町では、保護者が就労等により日中家庭にいない小学校児童(留守家庭児童)を対象に放課後児童クラブを開設しています。

■放課後児童クラブ一覧

名 称	場 所	募集人数
阿見小学校区放課後児童クラブ	阿見小学校敷地内専用施設および学校施設	120
本郷小学校区放課後児童クラブ	本郷小学校近隣専用施設	240
君原小学校区放課後児童クラブ	君原小学校	30
舟島小学校区放課後児童クラブ	舟島小学校敷地内専用施設	120
阿見第一小学校区放課後児童クラブ	阿見第一小学校敷地内専用施設	120
阿見第二小学校区放課後児童クラブ	阿見第二小学校	50
あさひ小学校区放課後児童クラブ	あさひ小学校敷地内専用施設および学校施設	200

■共通事項

- ▼期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ▼時 間 月～金曜日：下校時～午後7時
※休校にクラブを実施する日（春・夏・冬休み、土曜日、創立記念日、振替休日等）：午前7時30分～午後7時
- ▼対 象 保護者が就労等により日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）で、各小学校の新1年生～6年生
- ▼費 用 保護者負担月額4,000円
- ▼休会日 日曜日・祝日・年末年始・天候等で臨時休校となった日

■申し込み

- ▼受 付 日 (1) 新規：①阿見・阿見第一・阿見第二・舟島・君原小学校区の児童
令和6年11月10日（日）午前10時～午後4時30分
②本郷・あさひ小学校区の児童
令和6年11月17日（日）午前10時～午後4時30分
(2) 継続：11月18日（月）～25日（月）午後2時～7時
※土・日は受付いたしません
- ▼受付場所 (1) 新規：①②阿見町役場3階 301会議室
(2) 継続：各放課後児童クラブ
- ▼申請方法 入会申請書・児童家庭調査票・勤務証明書等に必要事項を記入し、書類が一式そろってから
申し込む。
用紙は生涯学習課（中央公民館1階）・町ホームページ・各児童クラブにあります。
※祖父母等親族が同居の場合は祖父母等親族の勤務証明書等も必要
（令和7年4月1日現在18歳以上64歳以下の人。65歳以上の人是不要）
- ▼そ の 他 ▽募集人数を超えた場合、低学年が優先となる場合や入会を一時見合わせていただく場合があります
▽長期休み（春・夏・冬休み）のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください
▽入会の可否を2月上旬ごろ郵送等で通知します
▽保護者負担金の日割り計算は行いません
▽申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は入会をお断りする場合があります



生涯学習課（中央公民館内） ☎ 888 - 2526

令和
7年度

放課後子ども教室 参加者募集



町では、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動をする場を設け、地域の皆さんの参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進するために『放課後子ども教室』を開設しています。開設場所は下記のとおり町内の各小学校7校で、それぞれの学校内教室および体育館やグラウンドで活動します。

■内容

▼開設日時

令和7年6月～令和8年2月

▼開設日時 週1回・下校時～午後4時45分まで

▼開設場所

▽阿見小学校放課後子ども教室

▽阿見第一小学校放課後子ども教室

▽本郷小学校放課後子ども教室

▽阿見第二小学校放課後子ども教室

▽君原小学校放課後子ども教室

▽あさひ小学校放課後子ども教室

▽舟島小学校放課後子ども教室

▼対象

小学校新1年生～6年生のすべての児童

▼費用 傷害保険料 年額730円 ※放課後児童クラブ入会者は不要

▼その他 祝日・各学校振替休業日、長期休み（夏・冬・春休み）、天候等で臨時休校となった日は、休会となります

■申し込み

令和7年度入会分の申請より、『いばらき電子申請・届出サービス』を利用したオンライン申請となります。下記URLまたは二次元コードより、専用サイトにアクセスして、お申込みください。（申込みにはメールアドレスが必要です）

オンライン申請が難しい場合は、受付期間内に生涯学習課までお問い合わせください。

▼申請方法

▽PCで申請する場合

URL：https://apply.e-tumo.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=58469

▽スマートフォンで申請する場合

右記二次元コードより申請

※進級による自動更新はありませんので、年度ごとに申込みが必要です。

※兄弟姉妹で参加を希望する場合でも、一人ずつ別々に申請してください。

※申込後に住所等に変更があった場合や辞退する場合は、生涯学習課までご連絡ください。



▼受付日時

令和6年11月1日（金）～30日（土） ※受付期間内に必ずお申込みください。

▼入会決定

入会の可否は、令和7年4月下旬に通知書を郵送します。受入可能人数を超えて申請があった場合は、希望する放課後子ども教室に入会できないことがあります。



生涯学習課（中央公民館内） ☎ 888 - 2526

阿見の文化 11月号

戦跡保全

阿見町の戦争遺跡⑩ 霞ヶ浦海軍航空隊本部正門柱

阿見町役場前の緑地公園は、敷地の一部が霞ヶ浦海軍航空隊本部基地に含まれており、終戦後長らく、阿見小学校の植物園として利用されてきました。また、小学校の正門に使われている石造りの門柱は、霞ヶ浦海軍航空隊本部基地の正門柱を移築したのになります。昭和33年、自衛隊武器学校の協力を受けて移築されたと言われています。

大正時代から、町の近代化の歴史を見つめてきた門柱は、戦後は子どもたちの成長を見守ってきました。様々な人の思いを受けて、今も変わらぬ姿を残しています。

町では現在、戦争遺跡の保存状況を調査しています。当時の記録などがありましたら、ぜひ教えてください。



渡邊香墨

【第26回】

子規全集(講談社)の中の香墨⑨「六年有餘」

此時(明治27年)僕は既に月並点取俳句の味を覚え有難がって居た頃であり、富津は僕などより一層古株連で自ら小天狗を気取って居たのであるから、先生(子規)に対して主として富津が、新派と旧派との区別、或いは歌仙の学べからざるものなるや否やなど質問し、(中略)12時頃帰宅したことがあった。併しながら一旦月並に汚染したる頭脳を洗滌するの見識を持たなんだ悲しさは、依然其渦中を脱することが出来ないで彼等の仲間伍し、月並的句作を楽しんで居たのである。素より浅学不才の然らしむところとは云え「彼の時直ぐに先生の高説を了解することが出来たならば」との後悔は今においても縷々繰返さるのである。

別巻二 P378「六年有餘」ホトギス第六巻第四号「子規追悼集」より

(「渡邊香墨」P69～所収筆者 松本尚喜)



文化財

【県指定天然記念物】 曙のグミ

阿見町曙の住宅地の中に立つナツグミの木は、樹齢は不明ながら数百年前から立っていたものと推測されます。この一帯はかつて室崎神社の敷地の一部とされ、馬場先(馬を留め置くところ)であったといわれています。グミには魔除けの効果があるとされ、社域の外縁にあたる馬場先に植えられたのではないかと推測されます。樹高は約7mあり、本来低木であるグミの木としては驚異的な大きさと言われています。春には花を咲かせ、夏に実をつけます。

現在の住宅地をつくる際に伐採の計画も持ち上がりましたが、残される形での計画に変更されました。

昭和52年には県指定文化財に指定され、地域住民により清掃等も行われており、今も大切に保存されています。



文化協会

【第39回】 道松会 (舞踊部門)

道松会は、舞踊を通じて活動している団体です。町の芸能発表会や協会舞踊部主催の発表会などで、日頃の練習の成果を発表しています。道松会は、男踊りを得意とするのが特徴で、舞台上での立ち居振る舞いは凛としており、「格好いい」の一言に尽きます。11月17日に本郷ふれあいセンターで開催される芸能発表会にも参加される予定です。ぜひ生でその姿をご覧いただければと思います。(事務局)



※ 興味のある方は文化協会会員、または事務局(生涯学習課)にご連絡下さい。

予科練平和記念館だより

今月号は、写真家真継不二夫が残した海軍予備学生の写真をご紹介します。

写真家真継不二夫と海軍予備学生

当館でも展示している予科練習生の写真を残した土門拳^{どもんけん}とほぼ同時代に活躍した写真家に、真継不二夫^{まつぎふじお}がいます。

真継不二夫(1903-1984)は京都府亀岡市に生まれ、独学で写真を学びました。同志社大学中退後、1935(昭和10)年からフリーのカメラマンとして活動を始め、1942(昭和17)年から1945(昭和20)年にかけて海軍特別報道班に所属して、海軍の広報写真を数多く撮影しました。

その中に、海軍兵科予備学生を被写体としたものがあります。

1942(昭和17)年10月以降に撮影されたこれら一連の写真は、内容から、海軍入隊後の基礎訓練の期間に撮影されたものと思われます。自由な学生時代とは真逆の、集団での厳しい訓練にくらいついていく若者たちの姿だけではなく、訓練の合間に、お菓子を作ったり花見をしたりして笑顔を見せる姿などもカメラにおさめられました。作品単体として見ても素晴らしいものですが、残された記録が少ない予備学生の姿を知るうえでも貴重な資料となっています。

この時の撮影について、真継は著書の中で次のように語っています。

「…戦時下であり、戦局が不利となるにつれて、問わず語りに内部では伝わるらしく、隊内の空気がどことはなしに緊張し、琴線のようにびりびりして厳しくなり(中略)隊内のあるがままの姿を、あるがままにスナップ撮影をする以外に方法がなかったわけだが、それが却って幸いして、自然な写真が得られたのだ、とも言える。

けれども民間で自由でわがままな生活を営んできた私が、予備学生と同じ行動で撮影してゆくことは、決して容易なことではなく、よくつづけられたものだと思っている。(中略)…それについても思い出されるのは、あの人、この人の面影であり、人それぞれに異なった思い出が臉の奥底に灼きついている。深夜静かに瞳(め)を閉じれば、いきいきと浮かんでくるのだが、その人は若くして戦地に往って散華され、今はこの世の人ではない。

謹んで御冥福を祈り、在りし日の遺影を捧げることが、今の私にとって唯一の供養になると思っている。」



日本カメラ博物館蔵

突撃直前



日本カメラ博物館蔵

整列する海軍予備学生



ホーム
ページ



公式 X
(Twitter)



公式
Face
book

予科練平和記念館からのお知らせ

予科練平和記念館は、館内改修工事のため、下記の期間臨時休館いたします。

ご来館を予定されている皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。
なお、隣接する霞ヶ浦平和記念公園及び当館の駐車場は通常通りご利用いただけます。

臨時休館 令和7年1月16日(木)～23日(木)

「予科練平和記念館だより」10月号本文中に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。
誤) 徴兵猶予を決定→正) 徴兵猶予停止を決定

まちのできごと

第3期阿見町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めています
「町長と学生の未来を語る会」を開催しました

8月24日、本町の地方創生の充実・強化に向け策定する「第3期阿見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、未来のまちづくりの主役となる学生の皆さんの意見を取り入れるため、町高校生会（Amyouth）の13人の皆さんにご協力いただき、町長と学生が意見交換するワークショップを開催しました。いただいた貴重なご意見は、より良い総合戦略づくりに活用していきます。結果の概要については、町ホームページで閲覧できます。



お知らせ

いばらき出会いサポートセンター『出張相談・登録会 in 阿見町』

茨城のハッピーな出会いと結婚、であイバが応援します！ いばらき出会いサポートセンターは、独身の方の出会いの場づくりのため、県が労働団体と共同で設立した団体です。センターでは、下記のとおり結婚相談・登録会を開催します。

日時 11月16日（土）午前10時30分～午後4時

場所 本郷ふれあいセンター 2階 会議室1・2

出張相談会 結婚を希望する独身の方やご家族など、どなたからの相談にも対応いたします。

相談は無料です。予約も不要です。

出張登録会 当センターの入会登録手続きが行えます。※事前に当センターホームページから入会申込と、来所予約（出張登録会）を行ってください。

問（一社）いばらき出会いサポートセンター ☎029-224-8888



お知らせ

美浦村・阿見町・NPO 法人マリッジクラブ共催婚活イベント『恋するウッディーガーデン』



町では、NPO 法人マリッジクラブと連携し、結婚を希望する人への支援事業を実施しています。気軽に参加できる婚活イベントとなっておりますので、ぜひお申し込みください。

日時 11月30日（土）午後2時～4時（受付：1時30分から）

場所 Woody Garden（阿見町追原1181-3）

※当日、荒川沖駅東口から送迎バス有り

対象 20歳～45歳の独身 男性15人 女性15人

参加料 男性2,000円 女性1,000円

申込期間 10月25日（金）～11月15日（金）

申込方法 住所、氏名、性別、年齢、電話番号、送迎希望の有無を明記の上、Eメールかお電話でお申し込みください。

※申込多数の場合は抽選となります。

問 NPO 法人 マリッジクラブ ☎080-4198-6787

✉info@marriageclub.or.jp



〈広告欄〉

雑貨店 - BASE nello -
Xmasイベント
12/15日
10:00～16:00
キッチンカー 雑貨SALE etc.
詳細はコチラ
＼雑貨・家具・照明・カーテン・犬服販売！／
(株)ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4
☎029-888-6119

居酒屋 娛衛門
各種宴会・予約承ります
定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7
電話 887-1147
FAX 887-0970

お知らせ 市制施行に関するアンケート調査

市制を目指すにあたり、本町にお住まいの方や事業者の方に、市制施行に関するアンケート調査を実施しております。アンケートでは、阿見町が「市」になることについてのご意見や、新しい市の名称について等、広く町民の皆さまからのご意見をお伺いしております。

アンケートの回答期限は **11月30日(土)** までとなります。書面による回答の他、Web からの回答も受け付けておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。なお、アンケートの詳細や Web からの回答方法につきましては、町ホームページをご確認ください。お答えいただいたアンケートについては、集計後、広報やホームページでお知らせいたします。

☎ 政策企画課 市制施行準備室 ☎ 888-1111 (737)

お知らせ 講座「気付こう！身近にある『ダイバーシティ』とあなたの中の『アンコンシャス・バイアス』」

私たちは自分でも気が付かないうちに、過去の経験や見聞きしたことに影響を受けて、「きっと、こうだ」と思い込んでいることがあります。この「無意識の思い込み」(アンコンシャス・バイアス)に起因する発言や行動によって、自分自身や周りの人の可能性やキャリアを狭めてしまったり、時には誰かを傷つけてしまったりすることがあります。

今回の講座では、身近にある「ダイバーシティ」や「アンコンシャス・バイアス」について、講師による解説やワークを通じ「気付く」ことができます。講座を通じて、自分自身も周りの人も生きやすい社会にするために必要なことを考えていきましょう。

皆様のご参加をお待ちしております。

日時 11月30日(土) 午前10時～正午

場所 吉原交流センター 2階 吉原ホール

講師 齋藤 幸子 氏 (茨城県ダイバーシティ推進センター「ぽろりす」)

参加料 無料

定員 20人 (定員で締切)

申込方法 下記の電話・ファクシミリ・メールまたは二次元コードからお申し込みください。なお、申し込みの際は住所・氏名・電話番号をお知らせください
※詳しくは町ホームページをご覧ください

☎ 男女共同参画センター

☎ ☎ 896-3181 (月・祝日を除く午前9時～午後5時)

✉ danjokyodosankakucenter@town.ami.lg.jp

お知らせ 茨城県最低賃金改正

① 茨城県最低賃金は、令和6年10月1日から
【時間額 1,005 円】に改正されました。

☎ 茨城県労働局賃金室 ☎ 029-224-6216

茨城県の最低賃金 茨城労働局

② 最低賃金引上げに関して、事業の継続や雇用の維持に尽力する中小企業・小規模事業者に対する支援策については、以下のとおりです。

③ 専門家による無料相談窓口

☎ 茨城働き方改革推進支援センター ☎ 0120-971-728

④ 業務改善助成金

☎ 業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440

⑤ キャリアアップ助成金

☎ 茨城労働局助成金センター ☎ 029-297-7235

お知らせ 雇用調整助成金等を正しく受給しましたか？

～労働局では、積極的な調査を進めています～

コロナ禍において休業を余儀なくされた多くの会社(事業主)で、雇用調整助成金や緊急安定雇用助成金を申請・受給されました。その申請は適正に行われたものだったかどうか、労働局では現在、積極的な調査を行い、不正な受給を阻止・回収するための取り組みを行っています。その調査の結果、不正・不適正な申請により受給した事例がこれまでに多く判明しています。

会社の代表者の皆さま、下記に当てはまるものはありませんか？

▼ 自分は実態を把握していないが、休業を指示しただけで問題はない

▼ 実務を把握している社員に任せているから大丈夫

▼ 申請は、助成金をよく知る代理人に任せているから問題ない
仮に不正受給に該当する場合、受給した金額+違約金+延滞金を返還していただきます。代表者が意図的かどうかにかかわらず不正に受給した事業所(事業主)は原則として公表されます。

しかし、自主申告により公表を避けられるケースがあります。受給した助成金について、少しでも思い当たるところや不安があれば、自主的な申告をお願いします。

☎ 茨城労働局 助成金事務センター

☎ 029-303-5861 ☎ ibaraki-joseikin@mhlw.go.jp

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

住まいのことなら
美都住建へ

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手取付、バリアフリー

～健康・快適住宅～
健康住宅
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-04)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【阿見店】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許(6)第5548号
有限会社 美都和

＜住まいの相談室＞
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

＜不動産のご相談＞
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

お知らせ 総合健診 追加募集

定員に若干の空きがあるため、追加募集を実施いたします。

受診できる項目

- ▼ 20～39歳 成人健康づくり健診
 - ▼ 40歳以上 基本の健診（特定、後期高齢）、がん検診（胃、肺、大腸、前立腺）、肝炎ウイルス検診
- ※詳細は窓口でご確認ください

日時

- ▼ 胃がん検診を受診する方
11月15日（金）午前11時～午前11時50分
- ▼ 胃がん検診を受診しない方
12月23日（月）午後2時30分～午後3時20分

場所 総合保健福祉会館（さわやかセンター）

申込方法 実施日の前日（土・日・祝日を除く）までに下記へ来館にてお申し込みください

※定員になり次第受付終了

※電話での申し込みはできません

総合保健福祉会館（さわやかセンター）内

健康づくり課 ☎ 888-2940（土・日・祝日を除く）

お知らせ こころの健康相談

あなたや家族が抱えている心の悩みについて相談できます。秘密は厳守します。

日時 11月20日（水）午後1時～2時、
午後2時30分～3時30分

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

担当 精神保健福祉士・町保健師

申込方法 11月12日（火）までに電話または直接下記に申し込む（予約）

※匿名での予約、本人・家族以外の人や通院している人の相談は不可

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940

お知らせ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

～一人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です～

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

実施期間 令和6年11月

実施事項 本活動を行うに当たり、以下の事項を実施します。

- ① 労働保険制度の概要および成立手続等についてのパンフレット・リーフレットを活用して訪問指導等を行い、説明することによっても自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主に対して、職権による成立手続を実施します。
- ② 厚生労働省および都道府県労働局において、関係団体、事業主団体、地方公共団体等と連携を図り、労働保険制度が理解され未手続事業の解消が進むよう全国において集中的な活動を展開します。
- ③ インターネットバナー広告、各種 SNS 広告、新聞広告、動画広告、厚生労働省関係係報誌等の広報媒体を活用し、労働保険の一層の周知・啓発を図ります。
- ④ 関係機関や関係団体等を通じて、労働保険制度の一層の周知・広報を図ります。

本活動の趣旨については皆さま方のご理解をいただくとともに、労働保険制度の円滑な運営についてご協力をいただきますよう、お願いします。

茨城労働局総務部労働保険徴収室 ☎ 029-224-6213

〈広告欄〉



◆入試説明会
11月23日（土）
※詳細は本校 HP をご覧ください。

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

公式 SNS でも
情報配信中！





霞ヶ浦高等学校
HP <https://www.kasumi.ed.jp>

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 50
【高校】 ☎ 029-887-0013 FAX : 029-887-9380

家族だけのシンプルなお葬式



←詳しくはスマホで
◆資料請求特典あり◆

＊シンプルセレモニー 運営会社：セレモニー博商(株)
相談センター：阿見町中郷3-1-8

病院お迎え 365日 24時間対応 ☎ 029-846-3130

ご存知ですか？ 2024年4月から 相続した家や土地の
登記が義務化されました！

特に理由なく違反していると 10万円以下の過料に課せられる場合も...

相続した不動産で
お悩みの方
ご相談ください

売却 買取 管理

査定無料！お気軽にお問い合わせください

ISSEI 一誠商事 阿見支店 TEL : 029-840-2510 茨城県稲敷郡阿見町中郷 2-23-3
営業時間 9時～18時 / 水曜定休

募 錦秋将棋大会参加者

日時 11月10日(日) 受付 午前9時～午後4時頃
場所 かすみ公民館 2階和室
参加料 500円 ※昼食各自持参
対局 A、B、Cクラス別
園阿見棋友会 江口 ☎080-4632-2516

募 「社交ダンス無料体験講座」(後期)参加者

これから社交ダンスを始めたい人にピッタリの講座です。
期日 11月10日(日)
時間 午後1時～4時
場所 君原公民館(集会室)
参加料 無料
申込方法 開催日に直接会場で申し込む
園町スポーツ協会 ダンススポーツ部 只野
☎090-7925-7703

お知らせ 11/25～12/1は犯罪被害者週間です

誰もが突然、事件や事故などにあう可能性があります。被害にあわれた際は、相談窓口や最寄りの警察署にご相談ください。

また、被害にあわれた人やそのご家族が回復するためには、周囲の皆さんのご理解とあたたかな支援が必要です。皆さんのご協力をお願いします。

園▼県牛久警察署 ☎029-871-0110
▼茨城県警察 性犯罪被害相談「勇気の電話」
☎#8103 または ☎029-301-0278



▲犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョッとちゃん

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場夜間飛行訓練

期日 11月12日(火)～14日(木)、19日(火)～21日(木)、26日(火)～28日(木)
時間 日没から約3時間以内(各機2時間基準)
園陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課
☎842-1211(3420)

お知らせ 武器学校・土浦駐屯地開設72周年記念行事

日時 11月10日(日) 午前9時～午後3時
場所 土浦駐屯地
内容 ▼記念式典 ▼装備アトラクション
▼装備品展示 ▼装備品体験搭乗 ▼音楽演奏
▼ちびっこ広場等



その他 入場制限はありませんが、車両の駐屯地乗り入れはできません。細部についてはお問合せまたは武器学校ホームページをご確認ください。

園武器学校広報班 ☎887-1171(230～233)

お知らせ 行政書士無料相談会

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しております。おひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

日時 11月17日(日) 午後1時30分～4時30分
※ご相談は1組30分程度

場所 吉原交流センター1階 多目的室

相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

申込方法 平日午前9時～正午

下記に電話で申し込む

園茨城県行政書士会会南支部 担当：池田
☎090-7216-6219

〈広告欄〉

れんこん直売所

12/5(木)～12/23(月)
9:30～14:00
※火曜日、土曜日お休み

茨城県産

株式会社ヤマシン商事 茨城阿見工場
稲敷郡阿見町字上長76-6 <https://www.renkon-yamashin.com/>

少量サイズ～ギフト用までご用意!

※現金支払いのみになります

受付時間 9:00～14:30
TEL **029-842-9890**

ご予約・問い合わせはこちら

皆様のご来場お待ちしております

旧・ヤマト運輸 阿見営業所
百寿財天
行進地神
土浦稲敷線
土浦駅IC
土浦IC
ファミリーマート 実業店
干実穀郵便局
神ヤマシン商事 れんこん直売所 ぴたのうしく軒 より車15分(駐車場完備)

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場
阿見小学校
阿見中学校
JA
郵便局
コンビニ

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中

問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(372)



定例相談

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター（やすらぎの園） ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日（火曜日は閉庁）
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	実穀ふれあいセンター ☎ 886-5225
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	吉原交流センター ☎ 889-0277
上下水道課 ☎ 889-5151	図書館 ☎ 887-6331
町民活動センター ☎ 888-2051	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
町男女共同参画センター ☎ 896-3181	総合運動公園 ☎ 889-2788
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	教育相談センター ☎ 888-1225
消費生活センター ☎ 888-1871	阿見消防署 ☎ 887-0119
学校教育課 ☎ 888-0220	火災情報案内 ☎ 0297-64-0119
中央公民館 ☎ 888-2526	町民ダイヤル ☎ 887-6600
君原公民館 ☎ 889-1363	牛久警察署 ☎ 871-0110
かすみ公民館 ☎ 888-8111	牛久警察署 阿見地区交番 ☎ 888-0110

広報あみ配布施設

▼公共施設

▼役場1階正面玄関・ロビー ▼役場2階秘書広聴課 ▼うずら出張所 ▼総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▼中央・君原・かすみ公民館 ▼本郷・舟島・実穀ふれあいセンター ▼吉原交流センター ▼予科練平和記念館 ▼町民活動センター

▼その他の施設

▼町内の郵便局 ▼町内常陽銀行各支店 ▼筑波銀行各支店
▼水戸信用金庫阿見支店 ▼茨城県信用組合阿見支店
▼町内コンビニエンスストア ▼カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店 ▼スーパータイヨー阿見店 ▼ランドロームフードマーケット阿見店

11月・12月の納税

11月

国民健康保険税（第5期）
後期高齢者医療保険料（第5期）
介護保険料（第5期）

納期限 12月2日（月）

12月

固定資産税（第3期）
国民健康保険税（第6期）
後期高齢者医療保険料（第6期）
介護保険料（第6期）

納期限 12月25日（水）

救急車出動状況：9月

阿見消防署管内調べ	（前月比）
出場件数 229件（－3）	急 病 168件（＋5）
	交通事故 11件（－11）
	一般負傷 29件（＋8）
	その他 21件（－5）

救急車の適正な利用をお願いします

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日・年末年始を除く）
※休日開庁あり（『広報あみ』お知らせ版参照）